

平成25年
4月から

福祉3医療の窓口払いが なくなりました

医療機関にかかる場合

【秩父郡市内の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。
ただし、月21,000円を超えると窓口払いとなりますので、領収書を持参して支給申請をしてください。

【秩父郡市外の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し、窓口払いをして受診してください。
その後、領収書を持参して支給申請をしてください。

●こども医療費

支給対象 健康保険に加入している町内在住の中学3年生までの方

資格登録 出生届・転入届を提出後、次のものを持参し窓口で手続きをしてください。
保険証、申請者名義の預金通帳、印鑑



●ひとり親家庭等医療費

支給対象 (所得制限があります。)

- ① 18歳になる年の年度末、3月31日までの方
- ② 一定の障がいのある20歳までの方
- ③ ①・②の母または父、もしくはその養育者

資格登録 次のものを持参し窓口で手続きをしてください。

保険証、戸籍謄本、所得証明書（1月2日以降に転入された方のみ）、印鑑、申請者名義の預金通帳

※児童扶養手当を受給している方は、保険証と手当証書のみで申請できます。

●重度心身障害者医療費

支給対象 身体障害者手帳1～3級を有する方

療育手帳Ⓐ・A・Bの方

65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けた方

資格登録 次のものを持参し窓口で手続きをしてください。

身体障害者手帳または療育手帳、保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

福祉3医療共通事項

支給対象外

- ・保険外の医療費（健康診断、予防注射、容器代、入院時室料、文書料、食事療養費など）
- ・高額療養費や付加給付の適用がある場合は、加入健康保険者から支給されます。
- ・保育園、幼稚園や小・中学校の子どもが学校管理下（登下校を含む）でケガをした場合は、災害共済給付が受けられます。福祉3医療の受給資格証は使わないので受診してください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233